令和８年度北埼玉地区中学校英語弁論大会で鈴木琉之介さんが優勝しました

９月11日、令和８年度北埼玉地区中学校英語弁論大会が加須市立大利根文化・学習センター「アスタホール」で行われました。行田市・加須市・羽生市の全中学校から各校の代表生徒１名が出場し、それぞれが決めたテーマについて英語でスピーチをしました。

参加者19人中、忍中学校３年生の鈴木琉之介さんが「Human Connections（ヒューマン・コネクション）」をテーマとしたスピーチを披露し、見事優勝に輝きました。

また、北埼玉地区の代表として出場した埼玉県大会でも、堂々と素晴らしい発表をしました。

▶**問い合わせ**　教育指導課指導担当☎556―8316



忍中学校・鈴木琉之介さんのスピーチの様子

つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね３歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内５カ所に開設しています。

次の期間、実施場所などが変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶**変更期間**　12月22日㈪～令和９年１月12日㈪※12月29日㈫～１月３日㈯は休み

▶**変更期間中に実施するつどいの広場**

名　称	所在地	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月・火・木～土曜日 午前10時～午後３時	553―2108
みなみかわら	老人福祉センター 南河原荘隣	月～土曜日 午前９時～午後２時	557―0977
さきたま	埼玉保育園 （埼玉4595―1）	火・水・木曜日 午前９時～午後２時	559―2433 （変更期間中のみ）

※変更期間中は、つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

▶**その他**　つどいの広場「さきたま」は、午前９時～正午は保育室・園庭開放、正午～午後２時は子育て相談（電話・面接）です。※面接は要予約

▶**問い合わせ**　子ども未来課子ども・子育て担当（内線292）

障害者控除対象者認定書を発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが必要です。しかし、65歳以上の要介護認定者で、一定の要件に該当する場合は、これらの手帳の交付を受けていない方でも市が発行する障害者控除対象者に係る認定書により、控除を受けることができます。認定書の交付を希望する方はお早めに申請してください。

なお、認定書は毎年更新となりますので、昨年交付を受けた方も申請が必要です。

▶**対象**　65歳以上の要介護認定（要介護１～５）を受けており、身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方

▶**必要書類**　介護保険被保険者証、申請者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

▶**問い合わせ**　高齢者福祉課介護保険担当（内線228）

郷土博物館・忍城御三階櫓の工事のお知らせ

郷土博物館では外壁等改修工事、忍城御三階櫓では外壁等改修工事と照明LED化工事を行います。工事期間中は、建物周囲に足場や養生幕が設置されるため、外観が見えなくなります。

郷土博物館の館内は見学できますが、忍城御三階櫓は展示室内の工事を階層ごとに行うため、各階数日から１週間程度、見学ができない場合があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

ご来館の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

▶**工事期間**　12月上旬～令和９年３月末

▶**問い合わせ**　郷土博物館管理担当☎554―5911

市ホームページ

ひとり親家庭などの手当のご案内

市では、ひとり親家庭などに対する支援を行っています。

児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害者の場合で、18歳までのお子さん（お子さんが一定の障害を有する場合は20歳未満まで）を養育している方に支給します。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、受給資格者や生計を一にしている扶養義務者の所得によっては手当が支給されない場合があります。

●次のいずれかに該当するお子さんを養育している父もしくは母、または父母に代わってそのお子さんを養育している方に支給します

- 父母が婚姻を解消したお子さん
- 父または母が重度の障害の状態にあるお子さん
- 父または母が死亡したお子さん
- 父または母に１年以上遺棄されているお子さん
- 父または母が１年以上拘禁されているお子さん
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたお子さん
- 婚姻によらないで生まれたお子さん

※障害年金を受給している方で、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できます。遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金や障害厚生年金（３級）のみを受給している方で、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分が手当として支給されます。

●次のような場合には受給できません

- 申請者やお子さんが日本国内に住所を有しないとき
- お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき
- 父または母が婚姻しているとき（内縁関係にある場合や事実上婚姻関係にある場合を含む）

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを養育している方に支給します。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、養育者の所得によっては支給されない場合があります。

●次のような場合には受給できません

- 申請者やお子さんが日本国内に住所を有しないとき
- お子さんが障害による公的年金を受けることができるとき
- お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき

ひとり親家庭等児童養育手当

ひとり親家庭で義務教育期間中のお子さんを養育している方に手当を支給します。

●次のいずれかに該当するお子さんを養育している父もしくは母、または父母に代わってそのお子さんを養育している方に支給します

- 父もしくは母、または父母の双方が死亡したお子さん
- 父母が婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）を解消したお子さん
- 婚姻によらないで生まれたお子さん

●次のような場合には受給できません

- 生活保護を受給している世帯
- 保護者の現年度（４～７月分の手当は前年度）の市民税所得割が課税されている世帯

▶**問い合わせ**　子ども未来課手当・給付担当（内線292・297）

病児保育室スマイルキッズをご利用ください

病児保育とは、入院が必要のない程度の病気または回復期にあるお子さんを保護者の就労などの理由により家庭で保育できない場合に、一時的にお預かりする事業です。

▶**施設名**　行田中央総合病院病児保育室スマイルキッズ（富士見町２―16―５大澤コーポ１階右側201）☎070―6424―9023

▶**対象**　乳幼児～小学６年生

▶**定員**　１日当たり４人まで

▶**保育時間**　月～金曜日（祝日、年末年始などの期間を除く）午前８時～午後６時

▶**利用料金**　2,000円（市民税非課税世帯および生活保護受給世帯は無料）※別途昼食代350円、おやつ代150円

▶**利用方法**

①あらかじめ「病児・病後児保育利用者登録書」を病児保育室スマイルキッズへ提出して登録（初回のみ）をしてください。
②主治医や小児科医の診察を受けてください。
③原則として保育希望日の前日までに予約してください。当日でも空きがあれば預けられますが、来室前には必ず電話連絡をお願いします。
④利用当日に「病児・病後児保育利用申請書（診療情報提供書）」を提出してください。

※病状の回復などで利用をキャンセルする際は必ず電話連絡をお願いします。

▶**利用当日に持参するもの**

①病児・病後児保育利用申請書
②母子手帳
③マイナ保険証または資格確認書
④子ども医療費受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給者証など
⑤医師の処方した薬（利用中に使用する分のみ）
⑥薬の説明書（お薬手帳）
⑦着替え３組程度（下着を含む）
⑧ハンドタオル２枚
⑨ビニール袋２枚
⑩昼食・おやつ（提供を希望しない場合）
⑪ミルク・哺乳瓶（乳幼児のみ）
⑫紙おむつ６枚程度（乳幼児のみ）
⑬おしりふき（乳幼児のみ）
⑭非課税証明書（非課税世帯のみ）
⑮生活保護受給証（生活保護世帯のみ）

▶**問い合わせ**　病児保育室スマイルキッズ☎070―6424―9023または子ども未来課子ども・子育て担当（内線292）
※平日午前９時～午後５時

